

航空法施行令及び航空法関係手数料令の一部を改正する政令案参照条文

○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）	1
○ 航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）（抄）	2
○ 航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（抄）	3

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～4（略）

5 この法律において「航空保安施設」とは、電波、灯光、色彩又は形象により航空機の航行を援助するための施設で、国土交通省令で定めるものをいう。

6～21（略）

（空港等又は航空保安施設の設置）

第三十八条 国土交通大臣以外の者は、空港等又は政令で定める航空保安施設を設置しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2～4（略）

（完成検査）

第四十二条 空港等の設置者又は第三十八条第一項の規定による航空保安施設の設置の許可を受けた者（以下「航空保安施設の設置者」という。）は、当該許可に係る施設の工事が完成したときは、遅滞なく、国土交通大臣の検査を受けなければならない。

2～4（略）

（空港等又は航空保安施設の変更）

第四十三条（略）

2 第三十八条第二項から第四項まで、第三十九条、第四十条及び前条の規定は、前項の場合に準用する。ただし、第三十八条第三項、第三十九条第二項及び第四十条の規定については、空港等の範囲、進入表面、転移表面又は水平表面に変更を生ずる場合に限り準用する。

（供用の休止又は廃止）

第四十四条（略）

2・3（略）

4 第一項の規定による供用の休止の許可に係る空港の設置者は、当該空港の供用を再開しようとするときは、国土交通大臣の検査を受けなければならない。

5（略）

第四十五条 (略)

2 前条第四項及び第五項の規定は、供用を休止した非公共用飛行場又は航空保安施設の供用の再開の場合に準用する。

(空港等又は航空保安施設の管理)

第四十七条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の空港等又は航空保安施設が同項の基準に従つて管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期に検査をしなければならない。

(手数料の納付)

第三百三十五条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 一十二 (略)

十三 第三十八条第一項の空港等又は航空保安施設の設置の許可を申請する者

十四 (略)

十五 航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者

十六 (略)

十七 航空保安施設について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者

十八 (略)

十九 航空保安施設について第四十五条第二項において準用する第四十四条第四項の検査を受けようとする者

二十 (略)

二十一 航空保安施設について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十二 (略)

○航空法施行令(昭和二十七年政令第四百二十一号) (抄)

第三条 航空法第三十八条第一項の航空保安施設は、次に掲げる航空保安施設とする。

一 航空灯火(航空障害灯を除く。)

二 NDB(無指向性無線標識施設をいう。)

三 レンジ

四 Zマーカ

- 五 VOR (超短波全方向式無線標識施設をいう。)
- 六 タカン
- 七 計器着陸装置
- 八 DME (距離測定装置をいう。)

○航空法関係手数料令(平成九年政令第二百八十四号) (抄)

(航空保安施設の検査等に係る手数料の額)

第六条 法第百三十五条第十三号、第十五号、第十七号、第十九号又は第二十一号に掲げる者(同条第十三号に掲げる者にあつては、航空保安施設)の設置の許可を申請する者に限る。)が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第五のとおりとする。

納付しなければならない者		区分		手数料の額
一 法第三十八 条第一項の航 空保安施設の 設置の許可を 申請する者	飛行場 灯火	陸上空港 等の飛行 場灯火	計器着陸装置を利用して行う着陸又は精密進入レーダーを用いてする着陸誘導に従って行う着陸の用に供するもの(以下「精密進入用灯火」という。)	三万九千五百円(電子情報処理組織により許可を申請する場合(以下この号において「電子許可申請の場合」という。)にあつては、三万九千 百円)
	その他の飛行場灯火	その他のもの 夜間の着陸の用に供するもの(精密進入用灯火を除く。以下「夜間着陸用灯火」という。)	その他のもの	二万九千六百円 一万三百円(電子許可申請の場合にあつては、九千八百円)
				一万三千円

計器着	グライドスロープ	その他の場合	VOR	NDB	航空灯台	その他の飛行場灯火	もの	機を使用するとき	
			航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき					その他の場合
航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空	二百八十万二千九百円	十二万七千六百円（電子検査申請の場合にあつては、十二万七千二百円）	二百三十七万八千六百円（電子検査申請の場合にあつては、二百三十七万八千二百円）	十一万二千九百円	六十四万千円	九万五千二百円	九万五千二百円	十一万五千円（電子検査申請の場合にあつては、十一万四千六百円）	情報処理組織により検査を申請する場合（以下「電子検査申請の場合」という。）にあつては、百二十四万六千三百円）

		DME		計器着陸装置		VOR		NDB	
その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合		グライドスロープ装置を含む場合		その他の場合		航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	
		その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき
その他の場合	その他の場合	十二万五千九百円	二十八万二百円（電子検査申請の場合にあつては、二十七万九千八百円）	四十九万八千八百円	十五万五千二百円	八十四万七千八百円	十一万千六百円	九十五万千三百円	二十六万八千四百円
その他の場合	その他の場合	十一万五千八百円（電子検査申請の場合にあつては、十一万五千四百円）							